

区内中小企業等の経営をトータルサポート

Shinjuku Business Station

新宿ビジネスステーション

8月から経営サポート事業が始まります

区内中小企業等の経営課題の把握から改善までを一体的に支援します。申し込み方法等詳しくは、同ステーションホームページ(右下二次元コード) <https://shinjuku-biz-station.jp/keiei/>をご覧ください。

内▶経営・創業相談(予約制)、▶専門家派遣、▶経営サポートセミナーの開催、▶産業情報の発信ほか

経営サポートセミナーを毎月開催

8月から月1回、区内中小企業等の経営をサポートするセミナーを開催します。申し込み方法等詳しくは、同ステーションホームページ(右下二次元コード)でご案内しています。

日▶8月20日(水)午後6時～8時…強みを生かしたビジネスモデル再構築、▶9月24日(水)午後6時～8時…生成AIを活用したマーケティング入門

共通事項

場 BIZ新宿(区立産業会館、西新宿6-8-2)

対 区内中小企業、区内で創業を目指す方ほか

問 産業振興課産業振興係 ☎(3344)0702



SDGsスクール2025

4回以上参加した方には修了証書を授与します。

日 右表のとおり(全5回)。いずれも午後2時～4時

場 新宿消費生活センター分館(高田馬場1-32-10)

対 区内在住・在勤・在学の方、30名

申 往復はがき・ファックス・電子メールに4面記入例のほかお持ちの方はファックス番号・電子メールアドレスを記入し、8月24日(必着)までに新宿ユネスコ協会(〒162-0053原町1-39) ☎(3205)1007・✉shinjuku-unesco@outlook.jpへ。応募者多数の場合は抽選。

問 新宿消費生活センター ☎(5273)3834

日程	テーマ等
8月30日(土)	明日の地球を救うため 消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする?
9月6日(土)	新宿区の染色業の歴史と現状
9月20日(土)	▶揺れた 壊れた それでも 食べて・寝て・着て 生きる ▶近年の災害から学ぶSDGsの視点～つくる責任、つかう責任
10月4日(土)	プラスチックは持続可能な素材なのか?
10月11日(土)	▶戦後80年・ユネスコ80年、SDGsの行方は? ▶修了式

令和7年第2回区議会定例会議決結果

区長が提出した議案は、全て可決されました。

◆予算案2件
「令和7年度新宿区一般会計補正予算(第2号)」等

◆条例案15件
「新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例」等

◆その他12件
「新宿区立角筈区民ホール天井改修その他工事請負契約」等

他の議案の議決結果は、新宿区ホームページ(右上二次元コード)からご覧いただけます。

問 総務課総務係 ☎(5273)3505



海外旅行者のための感染症予防

出かける前に確認しましょう

下記サイトから旅行先の衛生状況・流行している感染症等を確認しましょう。

▶海外で健康に過ごすための情報サイト「FORTH」
(厚生労働省検疫所)
<https://www.forth.go.jp/index.html>

▶海外旅行者・帰国者のための感染症予防ガイド
(東京都保健医療局)
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/tomin/yoboguide>

麻しん(はしか)に注意

感染力が強く、海外で流行しています。10日～12日の潜伏期間後、発熱・咳・鼻水等が2日～3日続き、高熱と発疹が現れます。予防接種歴のない方は渡航前に接種しましょう。詳しくは、新宿区ホームページ(右下二次元コード)をご覧ください。

旅行中に気を付けること

▶小まめに手を洗う、▶生水、氷、生野菜・果実の飲食は避ける、▶食べ物は十分加熱したものを選ぶ、▶長袖・長ズボンの着用や虫除け剤を使用する等、虫刺されに注意する、▶動物・鳥との接触を避ける、▶現地で病院等を受診した場合は、診断名・薬の名前をメモする

帰国後の体調について

▶日本到着時に下痢・発熱・黄疸等の症状がある場合は、検疫所へ必ず申し出る、▶症状が出た場合は、事前に電話連絡した上で医療機関を受診し、必ず渡航歴を医師に伝える、▶潜伏期間が1か月以上の病気もあるため、体調の変化に注意する

問 保健予防課保健相談係 ☎(5273)3862





MR(麻しん・風しん混合)・日本脳炎の予防接種

忘れずに受けましょう

区が発送した予診票を指定医療機関にお持ちいただくと、無料で接種できます。予診票をお持ちでない方は、保健予防課へお問い合わせください。新宿区ホームページ(右下二次元コード)からも申し込みめます。

●MR(麻しん・風しん混合)

次のお子さんは定期接種の対象です。令和8年3月31日(火)までに接種しましょう。

対▶第1期…1歳～2歳未満
▶第2期…平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
※令和4年4月2日～5年4月1日生まれでMR第1期を未接種の方、または平成30年4月2日～31年4月1日生まれでMR第2期を未接種の方は、未接種分を令和9年3月31日まで全額助成します。
※上記以外の方で、2歳～18歳で定期接種未接種の方は、任意接種の費用を全額助成します(2回(未接種回数分)まで)。

●日本脳炎

対▶第1期…生後6か月～7歳6か月未満(標準接種時期は3歳から)
▶第2期…9歳～13歳未満
▶特例(★)…平成7年4月2日～19年4月1日生まれ
★該当する方は、20歳になるまで接種を受けられます。

問 保健予防課予防係 ☎(5273)3859

